

# 評価の枠組み(案)について ～評価対象、項目の概要

## 評価対象

○最初の指定年度から、5年目を迎える地域。以後、原則5年

## 評価項目

※地域の評価は、下記3つに基づく、総合評価とする

### ア、上位計画、関連計画の位置づけ

～指定する範囲や地域整備方針が、上位計画等と適合しているか

- ・都市マスタープラン等の上位計画や、立地適正化計画等の関連計画上の位置づけを確認

### イ、都市再生に係る事業の進捗

～都市再生を実現するための、具体的な事業等が存在するか

- ・都市開発事業、公共施設整備事業の実施状況（実施中・実施済）及び今後の見込み

### ウ、都市再生の効果

～指定した地域において、都市再生の効果が発現しているか

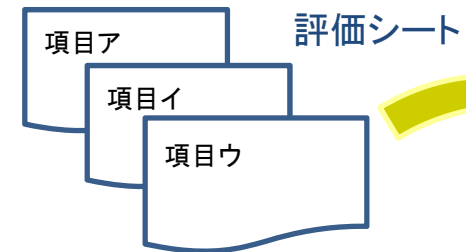
- ・地域整備方針に基づく、相応しい指標により確認
- ・特定都市再生緊急整備地域においては、指定時の数値3基準はじめ、国際競争力の観点からも、併せて確認

# 評価の枠組み(案)について ~評価の進め方等

## 評価の進め方

- 国は、地方公共団体に評価に資する資料（評価シート）の提出を求める（法10条に拠る）
- 評価シートに記載されたア～ウの各項目について、記載事項を踏まえた評価を行う
- ア～ウの各項目の評価結果を踏まえ総合評価を行う

《イメージ》



評価シート抜粋

	項目ア	項目イ	項目ウ
記載事項	***** *****	***** *****	***** *****
項目別評価	***** *****	***** *****	***** *****
総合評価	*****		

評価書

評価部分

## その他

### 【評価結果の公表】

- ・都市再生本部の決定に基づき、結果を公表。ただし、支障ある情報は非公開

### 【評価結果の反映】

- ・評価の結果に基づき、適宜、既指定地域や地域整備方針の変更の手続きを実施

## = 目 次 =

### 冒頭 マニュアルの位置づけ

#### I. 都市再生緊急整備地域における評価の枠組み

- ① 評価の対象
- ② 評価の項目
- ③ 評価の流れ
- ④ 評価結果の公表
- ⑤ 評価結果の反映

#### II. 評価書の作成について

- ① 評価書と評価シートの関係
- ② 評価シートの作成要領